

商品概要説明書

後見制度支援預金

2024年12月1日現在

商品名	後見制度支援預金 / 無利息型後見制度支援預金	
販売対象	個人のうち、家庭裁判所が「報告書・指示書」を交付した方が対象です。	
期間	期間の定めはございません。	
預入	(1)預入方法	随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「報告書・指示書」の提出が必要です。
	(2)預入金額	1円以上
	(3)預入単位	1円単位
払戻方法	随時払い戻しできますが、家庭裁判所発行の「報告書・指示書」の提出が必要となります。 ①出金…入院費などの一時的な支出が発生した場合などにおいて、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ②定期送金…自動振込などにより、指定された間隔(例えば3か月ごと)で指定金額を定期的に後見支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座などへ振り替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。	
利息	(1)適用金利	変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 (無利息型後見制度支援預金は、無利息)
	(2)利払方法	年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。
	(3)計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税金	利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優の利用はできません)。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	
手数料	管理手数料はかかりません。 振込手数料について定期送金は無料、出金および解約時において当金庫内および他行庫宛は無料です。	
付加できる特約事項	報告書・指示書の指示内容による取り扱いのみとなります。	
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
預金保険の適用	預金保険制度の対象として、同保険の範囲内で保護されます。詳しくは、店頭掲示ポスターをご覧ください。	
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置: 本商品の苦情などは、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理統括部(9時～17時、電話03-5610-1110)にお申出ください。 紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターなどで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システムなどを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。	
その他参考となる事項	・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。 ・「報告書・指示書」の交付申請は成年被後見人の住所地の管轄の家庭裁判所におこなってください。 ・公共料金などの自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金などの自動受取、IB契約はできません。 ・本預金は口座開設店のみお取扱いいたします。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・キャッシュカードは発行しません。 ・通帳によるATMでの利用はできません(窓口でのお取扱いに限定します)。 ・現金でのお支払いはできません(管理口座への振替となります)。 ・無利息型後見制度支援預金は、預金保険制度の付保対象預金です。	